

日本旅行写真家協会

会則及び規定

2009. 11. 20 施行

選挙規定：2010. 3. 10 施行

規定一部改訂：2013. 9. 9

規定一部改訂：2014. 4. 9

日本旅行写真家協会会則

総 則

【名 称】

第一条 本会は、その名称を日本旅行写真家協会とし、英語表記を Japan Travel Photographers Association とする。また、その略称は〈旅写〉とし、英語略称を〈JTPA〉とする。

【所在地】

第二条 本会は、事務所を首都圏に置く。

【目 的】

第三条 本会は、活動を通じて会員相互の交流と理解を深めるとともに会員の利益と親睦を図り、もって旅と写真文化の発展に寄与することを目的とする。

【事 業】

第四条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 写真展の定期的開催。
2. 会報の発行、ホームページの運営などの日常活動。
3. 旅および写真に係わる諸団体との交流と連携。
4. 創作活動を支援する研究会などの開催。
5. その他本会の目的を達成するために必要なこと。

会 員

【会員の種類】

第五条 本会を構成する会員群は、正会員、会員および賛助会員とし、必要に応じて名誉会員および顧問を置く。

1. 正会員は、本会の目的に賛同する旅行および写真を職能とする個人とする。
2. 会員は、本会の目的に賛同する個人とする。
3. 賛助会員は、本会の目的に賛同して本会を支援する団体とする。
4. 名誉会員は、本会に功労があり理事会で推挙された個人とする。
5. 顧問は、本協会の運営にとって必要な個人とする。

【正会員の入会条件】

第六条 正会員として入会するための必要条件是、次の各号の一つとする。

1. 写真撮影を職能とするもの。
2. 旅行関連の事業に係わる職能にあり写真撮影を行うもの。
3. フォトジャーナリストおよび旅行関連のジャーナリスト。
4. 写真撮影講師などの活動実績のあるもの。

【入 会】

第七条 本会の目的に賛同して入会を希望するものは、所定の入会手続を経て会員の資格を取得する。

【年会費】

第八条 会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。

【資格の喪失】

第九条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 死亡した場合。
2. 退会した場合。
3. 除名された場合。

【退 会】

第十条 会員は、本会を退会しようとする場合には、退会届を提出する。

【除 名】

第十一条 次の各号の一に該当する会員は、理事会の決議を経た上で除名することができる。

1. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為を行った場合。
2. 正当な理由なく年会費を一年以上滞納した場合。

役 員

【役 員】

第十二条 本会には、次の役員を置く。

1. 会長 1名。
2. 副会長 2名。
3. 理事 10名。
4. 監事 2名。

【職 務】

第十三条 役員の職務は次の通りである。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し本会則および理事会規定に則って会運営の実務を司る。
また、会長事故ある場合には、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会長および副会長の指揮のもと、本会の業務を執行する。
4. 監事は、会計を監査し理事の業務執行を監査する。

【任 期】

第十四条 役員の任期は2年とし、総会において承認された日に始まり、次期役員が承認される日に終了する。

【報 酬】

第十五条 役員の報酬は無給とする。

役員を選出方法

【資 格】

第十六条 役員として選任されるものは、正会員に限られる。

【選 任】

第十七条 役員は、正会員からの推薦によって選任され、就任には総会の承認を必要とする。

【推薦の手続】

第十八条 役員候補の推薦には、推薦人2名以上の署名と被推薦人の同意署名を必要とする。

【会長の選任】

第十九条 会長に推薦されたものが複数名にわたる場合は、正会員による直接選挙によって得票数の上位者を選任する。

【理事の選任】

第二十条 理事に推薦されたものが定員を超えた場合は、正会員による直接選挙によって得票数の上位者を選任する。

【監事の選任】

第二十一条 監事に推薦されたものが定員を超えた場合は、正会員による直接選挙によって得票数の上位者を選任する。

【副会長の選任手続】

第二十二条 会長は、本会則第十八条の手続を経て推薦された正会員の中から1名の副会長を指名する。理事は、互選により1名の副会長を選任する。

【役員の補充手続】

第二十三条 理事および監事に欠員が生じた場合は、定員を超えない範囲で補充することができる。ただし、欠員者の残存任期が一年未満の場合は、この限りではない。なお、その手続きについて、本会則第二十条または第二十一条の規定による次点者がある場合はこれを優先する。

【役員のリ任】

第二十四条 役員のリ任は妨げない。

会 議

【種 別】

第二十五条 本会の会議は、総会、理事会および委員会とする。

【総 会】

第二十六条 総会は、年一回会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。

1. 総会は、会長が招集する。
2. 総会の議長は、あらかじめ会長が指名する。
3. 総会の議決権は、出席する正会員に限られる。
4. 総会の成立には、委任状を含む正会員の2分の1以上の出席を必要とし、採決に当たっては、正会員の5分の1以上の出席を必要とする。
5. 総会には、次の各項を付議する。
 - (1)前年度の事業報告、会計報告および重要な資産の移動報告
 - (2)新年度の事業計画案および予算案
 - (3)長期事業計画
 - (4)役員のリ任、委員会委員のリ任など主要な人事
6. 議案の承認には、出席正会員の過半数の賛同を必要とする。

会 計

【会 計】

第二十七条 本会の運営は、正会員、会員の会費および賛助会員の賛助金ならびに寄付金により行う。

【会計年度】

第二十八条 本会の会計年度は、10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わる。

会則の変更

【会則の変更】

第二十九条 この会則の変更は、総会の決議を必要とする。

解 散

【解 散】

第三十条 本会の解散は、総会の決議を必要とする。

付 則

付則1 この会則は、2009年11月20日から施行する。

日本旅行写真家協会規定

総則に係わる規定

【所在地】

第一条 本会の事務所は、新宿区三栄町 8 番 37 号 四ツ谷ビジネスガーデンに置く。

【賃貸契約】

第二条 本会は、建物所有者との間に期間および賃貸料を定めて賃貸契約を交わす。

契約の詳細は賃貸契約書による。

【規定の変更】

第三条 この規定の変更には、理事会の決議を必要とする。

付則 この規定は、2009 年 11 月 20 日から施行する。

付則 2 この規定の変更は、2013 年 5 月 8 日から施行する。

正会員に係わる規定

【入会に必要な要件】

第一条 入会に必要とする要件は、本会会則第六条の通りである。

【入会手続】

第二条 入会申込みの手続きは次の通りとする。

1. 入会を希望するものは、本会正会員 2 名の推選を必要とする。
2. 入会申込書の各項に記入し、正会員の推選文書、本会会則第六条の要件を満たす証明書類および所定の顔写真を添えて事務局に提出する。なお、日本写真家協会(JPS)会員または日本広告写真家協会(APA)会員は、本規定第一条の要件を満たす証明書類は必要としない。
3. 入会申込み用紙などの書類様式は、別に定める。

【入会審査】

第三条 入会の審査は、理事会が行う。

1. 事務局は、入会申込書を受理した場合には、直近の理事会に提出する。
2. 理事会は、入会希望者の入会要件について審査して合否を決定する。
3. 事務局は、遅滞なく審査結果を本人に通知し、所定の手続きをとる。

【入会金】

第四条 入会を認められたものは、入会金 20,000 円を納付する。

【年会費】

第五条 年会費は 15,000 円とし、次年度分を 9 月 30 日までに納付する。年度の途中で入会したものは、年会費を 1 2 等分し、資格取得後の月数を乗じた金額に減免する。

【正会員の死亡】

第六条 正会員が死亡した場合には、別に定める規定に従い弔意を表する。

【資格停止】

第七条 会費を滞納した正会員にたいしては、納付を督促する。最初の督促は、納付期限の 90 日後とする。納付期限を 6 カ月過ぎてもなお納付がない場合は、正会員資格を一時停止する。

【規定の変更】

第八条 この規定の変更には、理事会の決議を必要とする。

付則 この規定は、2009 年 11 月 20 日から施行する。

会員に係わる規定

【入会の要件】

第一条 入会に必要な要件は次の通りとする。

1. 本会の目的に賛同する写真愛好家であること。
2. 自己の写真技術の向上と旅行・写真文化への貢献を正会員と共にめざすもの。

【入会手続】

第二条 入会申込みの手続きは次の通りとする。

1. 入会を希望するものは、入会申込書の各項に記入し、正会員2名の推薦文書および所定の顔写真を添えて、事務局に提出する。
2. 入会申し込み用紙などの書式様式は、別に定める。

【入会審査】

第三条 入会の審査は、理事会が行う。

1. 事務局は、入会申込書を受理した場合には、直近の理事会に提出する。
2. 理事会は、入会希望者の入会要件について審査して合否を決定する。
3. 事務局は、遅滞なく審査結果を通知し、所定の手続きをとる。

【入会金】

第四条 入会を認められたものは、入会金 10,000 円を納付する。

【年会費】

第五条 年会費は 12,000 円とし、次年度分を 9 月 30 日までに納付する。年度の途中で入会したものは、年会費を 1 2 等分し、資格取得後の月数を乗じた金額に減免する。

【会員の死亡】

第六条 会員が死亡した場合には、別に定める規定に従い弔意を表する。

【資格停止】

第七条 会費を滞納した会員にたいしては、納付を督促する。最初の督促は、納付期限の 60 日後とする。納付期限を 6 カ月過ぎてもなお納付がない場合は、会員資格を一時停止する。

【規定の変更】

第八条 この規定の変更には、理事会の決議を必要とする。

付則 この規定は、2009 年 11 月 20 日から施行する。

会員証に係わる規定

【会員証の貸与】

第一条 正会員および会員には、その身分の証として会員証を貸与する。

【有効期限】

第二条 会員証の有効期限は会員証に表示する。その最大有効期間は 2 ヶ年とする。

【返却の義務】

第三条 正会員または会員が、退会または除名により会員資格を喪失した場合には、遅滞なく会員証を返却せねばならない。

【規定の変更】

第四条 この規定の変更には、理事会の決議を必要とする。

付則 この規定は、2009 年 11 月 20 日から施行する。

賛助会員に係わる規定

【入会の要件】

第一条 入会に必要な要件は、本会会則第五条の通りである。

【入会手続】

第二条 入会手続きは次の通りである。

1. 所定の申込み用紙により申請する。

【入会審議】

第三条 入会審議は次の通りである。

1. 申請された書類に基づき直近の理事会により審議決定する。

【入会金】

第四条 入会を認められた団体は、入会金 20,000 円を納付する。

【年会費】

第五条 年会費は一口 10,000 円とし、三口以上とする。

【規定の変更】

第六条 この規定の変更には、理事会の決議を必要とする。

付則 この規定は、2009 年 11 月 20 日から施行する。

名誉会員・顧問に係わる規定

【就任を依頼する要件】

第一条 名誉会員及び顧問を依頼するための要件は、本会会則第五条 4 および 5 に示すとおりである。

【依頼手続】

第二条 依頼手続きは次の通りである。

1. 正会員の 2 名以上の推薦依頼に基づき手続きを行う。

【審議】

第三条 審議は次の通りである。

1. 直近の理事会により審議決定する。

【規定の変更】

第四条 この規定の変更には、理事会の決議を必要とする。

付則 この規定は、2009 年 11 月 20 日から施行する。

理事会および委員会に係わる規定

【理事会】

第一条 理事会は、会長、副会長、理事および監事で構成する。

1. 定例理事会は、原則として毎月 1 回開催する。
2. 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。
3. 会長は、必要と認めた場合には臨時理事会を招集できる。
4. 理事会議長は、会長が指名する。

【委員会】

第二条 委員会は、理事会の決議により開設できる。

1. 委員会は、運営委員会、旅写展委員会と実行委員会の三種とし、委員長と委員をもって構成する。

2. 委員会の長は、理事会の指名により副会長又は理事が就任する。
3. 委員は、理事会が指名する。
4. 運営委員の任期は役員と同一とする。
5. 旅写展委員、実行委員の任期は当該事案の終了をもって満了する。

【交通費の補助】

第三条 理事会に出席する役員および委員会に出席する委員にたいし、交通費の補助を行うことができる。補助の割合および支給方法は別に定める。なお、理事会の指名により理事会に出席する委員にたいしても、同様の扱いとする。

【規定の変更】

第四条 この規定の変更には、理事会の決議を必要とする。

付則 この規定は、2009年11月20日から施行する。

付則2 この規定の変更は、2013年10月1日から施行する。

付則3 この規定の変更は、2014年4月9日から施行する。

役員を選出方法に係わる規定

【推薦される会員および推薦する会員の資格】

第一条 本年3月末現在で、本年度までの会費を完納している正会員とする。

【役員推薦の人数枠】

第二条 一人の正会員が推薦できる各役員の数に次の通りとする。

1. 会長の推薦枠は1とする。
2. 理事の推薦枠は3とする。
3. 監事の推薦枠は1とする。

【重複推薦の禁止】

第三条 会長、理事および監事に、同一正会員を推薦することはできない。もし、同一正会員名を記載した場合は、いずれの推薦も無効とする。また、理事の推薦枠に同一会員名を複数記載した場合は、その数に係わらず1の推薦として取り扱う。

【役員候補人の同意署名】

第四条 会則第十八条の規定により、2名以上の正会員から推薦された正会員にたいし、役員候補に指名されたことに同意する署名を求める。

【役員候補名簿】

第五条 役員候補に同意した正会員による役員候補名簿を作成し、公表する。並び順はアイウエオ順とし、獲得した推薦人の数は公表しない。

【追加推薦の実施】

第六条 各役員候補の人数が定員に満たない場合は、その役員に限り追加推薦を実施する。ただし、推薦枠は、会長、理事、監事とも1とする。

【役員選挙】

第七条 各役員候補の人数が定員を超えた場合は、会則第十九条、第二十条および第二十一条の規定により、正会員による直接選挙を実施する。

【選挙管理委員会の設立】

第八条 選挙管理委員会（以下委員会と言う）を設置し、選挙全般の指揮にあたる。委員会の構成は、委員長1名、委員2名とする。役員候補は委員長および委員には指名できない。

【文書の配布】

第九条 委員会は、役員候補名簿、選挙広報および投票用紙を作成して正会員に配布する。

【投票の人数枠】

第十条 一人の正会員が投票できる投票枠は、次の通りとする。

1. 会長枠は1とする。
2. 理事枠は5とする。
3. 監事枠は1とする。

【投票】

第十一条 投票は、無記名投票とする。

【開票】

第十二条 開票は委員会が行い、開票結果を公表する。会長は最上位者、理事は上位10名、監事は上位2名を当選とする。なお、2名以上の同位者がでた場合は、同位者同士の話し合いで決定し、これが不調となった場合は抽選により決定する。

【所管】

第十三条 この規定の所管は、総務とする。

【規定の変更】

第十四条 この規定の変更には、理事会の決議を必要とする。

付則 この規定は、2010年3月10日から施行する。